

北海道脱炭素モデル地域構築懇話会開催要領

第1 目的

2050年までに道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」実現に向けては、地域特性を踏まえた脱炭素化に向けた将来像や具体策を可視化した「脱炭素モデル」を道内各地に広げ、全道的な取組につなげていくことが必要である。その着実な遂行に向けては、環境・エネルギー分野のほか、様々な施策を分野横断的に進めることが必要なため、「脱炭素モデル」に関する各分野の専門性及び実践経験をもつ有識者を参集し、「脱炭素モデル地域」の形成に向けた専門的な助言を得ることを目的とする「北海道脱炭素モデル地域構築懇話会」(以下「懇話会」という。)を開催する。

第2 議題

懇話会の議題は、次のとおりとする。

- (1) 「脱炭素モデル地域構築調査検討委託業務」における調査、検討内容への意見
- (2) 地域の脱炭素化に向けた支援策の検討
- (3) その他、地域の脱炭素化のために必要な事項

第3 構成

構成員は、学識経験者等の中から北海道環境生活部ゼロカーボン推進局長が選定する。

第4 運営

- (1) 懇話会は、北海道環境生活部ゼロカーボン推進局長が召集し、主催する。
- (2) やむを得ない事由により懇話会の開催が困難な場合においては、議事を記載した書面を構成員に送付し、その意見等を徴することで懇話会の開催に代えることができる。
- (3) 懇話会に、座長を置き、構成員の互選により、これを定める。
- (4) 座長は、懇話会の議事進行を図る。座長が不在の場合は、予め座長が指名した構成員がその職務を代行する。
- (5) 懇話会には、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第5 その他

- (1) 懇話会の事務局は、北海道環境生活部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課に置く。
- (2) この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、北海道環境生活部ゼロカーボン推進局長が定める。

附則 この要領は、令和3年(2021年)6月25日から施行する。

附則 この要領は、令和3年(2021年)8月13日から施行する。